

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第55号）第6条第6項（農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律（平成5年法律第70号）附則第2条第2項）の規定により農業経営基盤強化促進基本構想を変更したので、同条第7項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供します。

平成18年9月29日

京都市長 梶本頼兼

1 縦覧期間

平成18年9月29日から備え置くこととする。

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局農林振興室農業計画課

（産業観光局農林振興室農業計画課）